

児童扶養手当の手引



◀ 児童扶養手当とは ▶

児童扶養手当は、児童の父母の離婚や児童の父または母の死亡などによってひとり親家庭となった方や父母に重度の障害がある場合に支給される、国による児童の福祉を増進する目的でおこなわれている社会福祉制度です。

児童扶養手当法の改正について

- ☐ 令和6年11月分より、第3子以降の加算額について、第2子の加算額と同額に引き上げられます。
- ☐ 令和6年11月分より、全部支給および一部支給に係る所得制限限度額が引き上げられます。
- ☐ 令和3年3月分より、障害基礎年金等を受給されている方について、障害基礎年金等の子の加算部分の月額が児童扶養手当の月額より低い場合には、差額分を受給できるようになりました。
- ☐ 平成26年12月1日から公的年金等の給付額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。
- ☐ 平成24年8月からDV被害者は離婚前でも支給対象になりました。この場合、事実上は離婚状態にあっても、「裁判所から保護命令が出された」という条件に該当する場合に限られます。
- ☐ 平成22年8月1日から父子家庭も支給対象になりました。

品川区 子ども未来部 子育て応援課 手当医療助成担当
 〒140-8715 品川区広町2-1-36
 TEL: 03-5742-9174(直通)
 FAX: 03-5742-6387

● 現況届について

児童扶養手当の受給資格を持っている方は、手当の受給の有無に関わらず毎年8月1日～8月31日の間に、受給資格の更新手続きをすることが義務づけられています。11月分以降の支給額を決定するには以下の提出が必要になります。



1. 現況届
2. 生計維持に関する調書・養育費に関する申告書
3. 税務課で所得の申告
(所得がない方も申告が必要です)
4. 本人の健康保険情報のわかるものの写し
5. 受給要件によっては、他の書類が必要です。

(注意) 現況届の提出忘れにご注意ください。現況届の提出がない場合や、現況届において支給要件に当てはまらないことが確認された場合は、11月分以降の手当は支給されません。

● 届出が必要なとき

こんなときは	提出書類
公的年金等を受給することになった	公的年金給付等受給状況届、またはマイナンバー同意書
住所を変更した(転出も含む)	変更届
父または母および子の氏名を変更した	変更届(戸籍謄本添付)
同居する方が転入した(別世帯も含む)	変更届、その他状況により提出していただくものがあります。
同居していた方が転居(転出)した	児童扶養手当支給停止関係発生・消滅・変更届
婚姻した	喪失届
事実婚になった	喪失届
児童と別居した	別居監護の申立書・民生委員の調査書
所得の修正申告をした	変更届
児童が施設に入所した	喪失届・減額届
既に児童扶養手当を受けている方が品川区に転入した	児童扶養手当認定請求書
その他	変更したことを証明する書類

● 扶養義務者とは

扶養義務者とは、民法第877条1項に定める親族をいいます。児童扶養手当では、請求者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族、兄弟姉妹が扶養義務者にあたります。また、支給対象児童も18歳以降は扶養義務者になります。請求者と同居している場合は、その親族の方の所得も審査対象になります。

● 手当の支給日

1月・3月・5月・7月・9月・11月の10日頃、前月までの2か月分が指定の口座に振込まれます。

● 一部支給停止適用除外事由届出書について

認定の資格を受け始めてから5年または事由発生から7年を経過した方等に対して「受給者本人やその子ども等の障害により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者についてのみ2分の1を支給する」措置制度です。

資格者には該当年数が経過する月の前に「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」をお送りいたします。一部支給停止適用除外事由届出書および下記1～4の事由を明らかにできる書類を提出してください。

1. 就業している。
2. 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
3. 身体上または精神上の障害がある。
4. 疾病、負傷または要介護状態にあり、その他これに類する事由により就業が困難である。

(注意) 書類が未提出の場合は、一部支給停止措置の対象になり児童扶養手当の手当額が決定額の2分の1になります。

● 優遇制度

児童扶養手当受給決定後、各取扱い窓口での申請により次の優遇制度が利用できます。

1. 都営交通の無料バス(利用者は受給世帯のうち、1人に限る。)
2. JR通勤定期乗車券の割引
(受給世帯の方のJR通勤定期乗車券が3割引)
3. 水道・下水道料金の減免
4. 粗大ごみ収集手数料の免除等



● 手当が受給できるのは?(支給要件)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり(20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者を含む)、次のいずれかの状態にある児童を養育している方が受給できます。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母に重度の障害がある児童*
- 父または母が生死不明である児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母が保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により一年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 棄児のように父と母の存在が不明な児童

※父が障害の場合、母または養育者が請求者
母が障害の場合、父または養育者が請求者



● 次のような人は受けられません(支給制限)

- 児童が里親等に委託されている場合
- 児童が児童福祉施設等に入所している場合
- 児童が父及び母と生計を同じくしている場合(父または母が障害による受給を除く)
- 児童が父および当該父の*配偶者もしくは母および当該母の*配偶者と生計を同じくしている場合
- 請求者またはその扶養義務者等の前年(1月から10月までの月分の手当については前々年)の所得が一定以上ある場合
- 請求者または児童が日本国内に住所を有しない場合

※「配偶者(事実上の配偶者を含む。)」には、法律上の婚姻関係になくても、次のいずれかの状況にある異性の方を含みます。

- ① 住民票上、同一の住所地である場合。
- ② 住民票上、住所地が別であるが、実際に同居しているか、それに準ずる定期的な訪問等をしている。

● 手当の額

請求者または扶養義務者の所得額により決定されます。

● 児童扶養手当(月額)

令和7年4月～

子ども1人の場合	全部支給	46,690円
	一部支給	46,680円～11,010円
子ども2人目以降の 加算額	全部支給	11,030円
	一部支給	11,020円～5,520円

・児童扶養手当の額は、物価の変動等に応じて改定されます。

● 所得制限限度額表

(単位 円)

税法上の 扶養数	請求者の所得額		配偶者・ 扶養義務者の 所得額
	全部支給	一部支給	
0人	690,000	2,080,000	2,360,000
1人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,830,000	3,220,000	3,500,000
4人	2,210,000	3,600,000	3,880,000

・請求者の所得額が、所得制限限度額表の全部支給未満の場合は**全部支給**となります。

・請求者の所得額が、所得制限限度額表の全部支給以上一部支給未満の場合は**一部支給**となり、所得額により手当額が変わります。

・請求者の所得額が、所得制限限度額表の一部支給以上の場合は資格は認定されますが、**支給停止**となります。

・扶養義務者の所得額が、所得制限限度額表の所得額以上の場合には請求者の所得額にかかわらず資格は認定されますが、**支給停止**となります。

・請求者や児童が公的年金給付や遺族補償等を受けることができるとき、または、児童が父または母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているときは、手当の全部または一部が支給停止となります。



● 申請に必要なもの

1. 請求者および児童の戸籍謄本
2. 外国籍の方は、独身証明書+第三者の日本語訳文等
3. 請求者の金融機関口座が確認できるもの
4. 請求者の健康保険情報のわかるもの(ひとり親家庭等医療費助成に使用)
5. 公的年金等受給中の場合は、年金証書等
6. 父母の障害で申請の場合は、区所定の診断書もしくは身体障害者手帳
7. DV被害者として申請する場合
(保護命令決定書の写し+確定証明書の写し)
8. 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)
9. その他(個々の状況により別途提出が必要なものがあります)

(注意) 離婚等事実が発生してから申請になります。
事実発生前に事前申請をすることはできません。
証明書類は発行日より1ヶ月以内のものに限ります。

● 所得額とは

児童扶養手当という所得額は、総所得金額+養育費の80%相当額-8万円(社会保険料控除)-諸控除で計算されます。

総所得金額とは、給与所得者の場合は、給与所得控除後の金額、自営業者等は年間総収入から必要経費を差し引いた金額です。また、退職所得、山林所得、土地等にかかる事業所得、長期・短期譲渡所得等も含まれます。

障害基礎年金等を受給している場合は、所得に非課税公的年金等が含まれます。

諸控除には、障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、勤労学生控除27万円、その他雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除は控除相当額が適用されます。また、養育者および扶養義務者には、寡婦控除27万円、ひとり親控除35万円が適用されます。

給与所得または公的年金等に係る雑所得からは、最大で10万円が控除されます。

● 養育費とは

養育費とは、児童扶養手当対象児童の父または母から、請求者または対象児童に支払われたもので経済的支援や利益等です。要件によって、当てはまるものと当てはまらないものがあります。

□ 養育費に当てはまるもの

1. 仕送り、生活費、家賃、光熱費、教育費など金銭の支払い(手渡し・振込み・代理人を介した手渡し等、全て含む)

2. 購入した自宅のローン返済

3. 金銭のほか有価証券(小切手、手形、株券、商品券)等

□ 養育費に当てはまらないもの

1. 離婚の「慰謝料」や「財産分与」として支払われたもの
2. 支払われたものが不動産・動産である。(相続にあたります)
3. 対象児童の父または母以外から支払われたもの